

新人医師応援奨学金制度規程



社会福祉法人^醫濟生会今治病院

済生会今治病院 新人医師応援奨学金制度規程

(目的)

第1条 この規程は、将来、医師として当院に従事する意思があり、真摯に医療に取り組もうとする者に対し奨学金を貸与することにより、当院における優秀な医師の確保・地域医療の充実に資することを目的とする。

(奨学生貸与対象者)

第2条 将来、当院にて初期臨床研修（たすきがけ研修含む。）を受ける意思があり、その後一定期間、当院にて医師の業務に従事する意思のある方で次の期間を通じて奨学金の貸与を受けようとする者を対象とする。但し、他の医療機関等で従事することを条件とする奨学金制度を利用している者は対象とならない。

（1）学校教育法第1条に規定する大学（自治医科大学を除く）の医学を履修する課程における原則第3学年次以降から大学を卒業するまでの正規の修業期間

2 奨学生の数は、年度毎に別に定める。

3 出身地、大学は問わない。

(貸与申請手続き)

第3条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を院長に提出しなければならない。

（1）済生会今治病院奨学金貸与申請書（様式第1号）

（2）在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（様式第2号）

（3）在学証明書

（4）学業成績証明書

（5）戸籍抄本

（6）住民票

（7）履歴書（様式任意、写真添付のこと）

(貸与の決定等)

第4条 奨学金貸与申請をした者については、当院において選考を行い、採否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(貸与契約書)

第5条 奨学金貸与の決定を受けた者（以下、「奨学金」という。）は、貸与契約書（様式第3号）に連帯保証人の印鑑証明書を添付し、院長に提出しなければならない。

2 貸与契約書には、連帯保証人2名を立てなければならない。

3 連帯保証人は、本人の両親またはこれを準ずる者とする。

4 前項の連帯保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

5 連帯保証人の死亡その他連帯保証人として責任を負うことができない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届出（様式第4号）を提出しなければならない。

（貸与の額）

第6条 奨学金の貸与は月額120,000円とする。

（貸与の期間）

第7条 奨学金貸与の期間は、学校教育法第1条に規定する大学（自治医科大学を除く）の医学を履修する課程における原則第3学年次以降から大学を卒業するまでの正規の修業期間（4年間）とする。

（貸与の方法）

第8条 奨学金は、毎月院長から貸与する。但し院長が必要と認めたときは、数か月分あわせて貸与することができる。

2 奨学金は、奨学生の指定口座に振込むものとする。

3 奨学生は、本人名義の口座振込願（様式第5号）を院長に提出するものとする。

（貸与の停止）

第9条 奨学金の貸与を受けている者（以下、「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の貸与を停止するものとする。

（1）自己の都合により奨学生を辞退したとき。

（2）自己の都合又は病気等により退学したとき。

（3）学則の定めにより退学を命じられたとき。

（4）学業途中において、停学又は留年、休学等、（傷病、その他のやむをえない理由と院長が認めた場合を除く。）奨学生としての適性を欠き、奨学生を取り消されたとき。

（5）死亡したとき。

（6）その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 奨学金の貸与を停止したときは、本人に文書で通知するものとする。

（届出）

第10条 奨学生は次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実が発生した日から10日以内に変更事項届出書（様式第6号）を院長に届け出なければならない。

（1）退学・休学・停学の処分を受けたとき。

（2）奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。

（3）氏名または住所の変更、その他重要事項の異動があったとき。

（返還）

第11条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金を返還しなければならない。

- (1) 第9条の規定による停止があったとき。
- (2) 正当な理由なく、大学卒業後2年以内に医師免許を取得しなかった場合。
- (3) 正当な理由なく、医師免許取得後、初期臨床研修を開始しない場合。

- 2 返還は、原則として貸与金を返還する事由が生じた日の属する月の翌月から3ヵ月以内に、返還すべき額の全額を一括返還するものとする。その際の金利は年5%とする。
- 3 奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じ、延滞金額につき7.25%の割合で計算した額を延滞利息として払わなければならない。

(返還債務の免除)

第12条 院長は、奨学生であった者が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、奨学金返還の債務を免除する。

- (1) 当該免許取得後、本院において貸与年限と同年限継続して業務に従事したとき。または、初期臨床研修において大学からのたすき掛け研修で当院に勤務し、卒後3年目以降に貸与年限と同年限継続して業務に従事したとき。
- (2) 前号の規程による業務の従事期間内において、当該業務上の理由により死亡し、又は、当該業務に起因する心身の故障のための業務に従事することができなくなったとき。
- 2 院長は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の返還債務の全部または一部を免除することができる。
 - (1) 前項第1号による業務の従事時間内において貸与年限と同年限に達する以前に退職したとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 心身の故障その他特別の理由により奨学金の返還が困難になったとき。
- 3 前2項の規定による奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、医師奨学金返還債務（全部・一部）免除申請書（様式第7号）を院長に提出しなければならない。

(返済の猶予)

第13条 院長は、奨学金の貸与を受けた者がやむを得ない理由で債務の返済の猶予を申し出たときは、その履行を猶予することができる。

(附則)

この規程は平成26年9月1日から施行する。